

海洋基本計画のフォローアップについて

1. 「海洋基本計画のフォローアップに関する基本方針」（平成 26 年 4 月総合海洋政策本部参与会議意見書）に基づき、平成 26 年 7 月に設置された 4 つの PT が担当する事項（①新海洋産業振興・創出、②海域利用の促進等、③海洋環境保全、④海洋産業人材育成）について、各 PT において重点的にフォローアップを実施した。

<資料 1 の別添 1 ~ 4 : 各 PT 報告書>

2. 続いて、上記基本方針に基づき、個別専門 PT で扱わない事項を含め、海洋基本計画に記された 12 の施策に係るフォローアップを海洋本部事務局において実施した。

<別紙：海洋に関して講じた施策>

3. 9 月を目途に、工程表の改訂を行う。
4. また、参与会議からご意見ご指摘があれば、PT で扱う個別事項以外の事項についても、内閣官房総合海洋政策本部事務局において、または個別専門 PT と連携して、適時にフォローアップを行う。

別紙

海洋に関して講じた施策

平成27年4月

内閣官房総合海洋政策本部事務局

※ 本文中の赤字は、4つのPTの議論に関する内容の施策。

1 海洋資源の開発及び利用の推進(1)

(1) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進

平成25年4月に策定された新たな「海洋基本計画」や、最近のエネルギー・鉱物資源を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、平成25年12月には新たな「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」を策定。平成25年度以降の主な成果は以下のとおり。

- 日本周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートを将来のエネルギー資源として利用可能にすることを目的として、世界に先駆けて商業的産出のために必要な技術整備を行っている。プロジェクト運営は「メタンハイドレート資源開発研究コンソーシアム」が中心となり、産学で構成される開発実施検討委員会での議論も踏まえて実施。
- 平成25年度は、砂層型については、平成25年3月に実施した海域での世界初のガス生産実験の結果解析作業を実施。
- 表層型については、資源量を把握するため、日本海側にて広域的な分布調査等を実施。平成26年度の広域調査では、隠岐周辺、上越沖、秋田・山形沖、日高沖において新たに746箇所ของガスチムニー構造を確認した(平成25年度と合わせ971箇所)。さらに、平成26年度は上越沖と秋田・山形沖においてガスチムニー構造を海底下100m程度まで掘削し、地質サンプルの取得等を行った。
- 平成26年10月1日、国が実施する砂層型メタンハイドレートの中長期海洋産出試験等への参画を目指す新会社「日本メタンハイドレート調査株式会社」が設立された。
- 国内の石油・天然ガス基礎調査として、三次元物理探査船「資源」による探査結果を踏まえ、新潟県佐渡南西沖において試掘調査を実施。その結果、目標としていた地層の一部から微量の石油・天然ガスの徴候を確認するとともに、取得した地質データを資源開発企業と共有した。
- 三次元物理探査船「資源」による探査については、平成26年度は西津軽沖、日高沖、秋田—山形沖、茨城沖海域において調査を実施した。

1 海洋資源の開発及び利用の推進(2)

(1) 海洋エネルギー・鉱物資源の開発の推進

- 海底熱水鉱床に関しては、平成25年7月に、平成24年度までの開発計画第1期の最終報告書を取りまとめ。第1期は所期の目標に対して十分な成果。
- 平成26年12月沖縄本島北西沖(伊平屋小海嶺周辺「野甫サイト」)、平成27年1月久米島沖(「ごんどうサイト」)に新たな海底熱水鉱床の存在を確認。これまで発見された中で最大規模の伊是名海穴サイトに鉱石品位やマウンド分布域の広がり等で匹敵し得るとされており、今後の詳細調査により資源量が把握される予定。
- 海底熱水鉱床などの海洋鉱物資源調査の研究などを行うため、資源開発企業、エンジニアリング企業等、民間4社による「次世代海洋資源調査技術研究組合」が、平成26年12月に技術研究組合法に基づく文部科学大臣認可を受けて設立。
- コバルトリッチクラストに関しては、平成26年1月に(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)が国際海底機構(ISA)との間で、南鳥島沖約600kmの公海域における排他的探査権にかかる契約を締結。また、マンガン団塊に関しては、ISAが定めた探査規則を踏まえ、深海資源開発株式会社(DORD)が、ハワイ沖の鉱区について資源量調査等を実施。
- レアアースを含む海底堆積物については、将来のレアアース資源としてのポテンシャルを検討するため、南鳥島周辺海域における賦存状況調査等を実施。

1 海洋資源の開発及び利用の推進(3)

<p>(2) 海洋再生可能エネルギーの利用促進</p>	<p>洋上風力発電に関しては、平成24年6月には、長崎県五島市杵島沖において、系統連系を行う浮体式洋上風力発電施設としては我が国初のものとなる、100kW風車を搭載した小規模試験機(世界初となるハイブリッド・スパーク型)を設置し、環境影響や安全性等の知見を収集。 これらの結果を踏まえ、平成25年10月には、国内初の商用スケール(2MW)の実証機を設置、運転を開始。</p>
	<p>平成25年3月に、沖合に設置される本格的な着床式風力発電システムとして我が国初のものとなる、2.4MWの風車(重力式基礎)が千葉県銚子市沖で運転開始。 平成25年6月に、福岡県北九州市沖に2MW級の風車(重力・ジャケット併用式基礎)が運転開始。</p>
	<p>着床式洋上風力は、銚子沖と北九州沖に設置された実機により事業化に向けた必要なデータ取得が進められ、平成26年度から固定価格買取制度における価格設定(36円/kWh)がなされた。</p>
	<p>世界初の本格的な事業化を目指し、福島沖において、平成25年11月に、2MWの浮体式洋上発電設備(セミサブ式)及び浮体式洋上発電所(サブステーション)が設置され実証研究を開始。平成26年度以降、7MW等2基を設置する予定で、世界最大の浮体式洋上ウィンドファームの実証事業が行われる。 更に、浮体式の低コスト化に向けて、軽量の浮体、風車、低コスト化に係留等の施工技術等の実証を行っていく予定。</p>
	<p>浮体式・水中浮遊式発電施設に関する安全・環境ガイドラインの策定を行っている。</p>
	<p>洋上風力発電施設の港湾区域への円滑な導入には、発電施設の構造安定や港湾を利用する船舶の安全の確保等が必要であることから、平成26年1月に「港湾における洋上風力発電の導入円滑化に向けた技術ガイドライン等検討委員会(委員長:牛山泉足利工業大学学長)」を設置し、検討を進めて来た。平成27年3月、かかる検討の成果を「港湾における洋上風力発電施設等の技術ガイドライン(案)」として取り纏め、公表した。 平成25年に、洋上という厳しい自然環境条件で安全に稼働させるための具体的な指針を示した「安全ガイドライン」をとりまとめた。</p>
	<p>平成26年度末までに、稚内港、石狩湾新港、むつ小川原港、能代港、秋田港、鹿島港、御前崎港において風力発電の導入可能区域が港湾計画に位置付けられており、既に能代港、秋田港、鹿島港、むつ小川原港においては、事業予定者が選定されている。</p>
	<p>波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電について、実用段階に比較的近い海洋エネルギーを活用した発電装置の向上などを目指し、実証研究や要素技術開発を行っている。</p>
	<p>「海洋再生可能エネルギー利用促進に関する今後の取組方針」(平成24年5月総合海洋政策本部決定)を踏まえ、海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実用化を促進するため、実証試験を行うことができる海域を提供する「海洋再生可能エネルギーの実証フィールド」の公募を、平成25年3月から平成26年2月にかけて行った結果、7県11海域の提案があり、このうち、平成26年7月に、4件6海域を実証フィールドとして選定。</p>

1 海洋資源の開発及び利用の推進(3)

(3)水産資源の保存管理

水産資源評価・予測精度の向上を図るため、漁獲可能量(TAC)制度・漁獲努力可能量(TAE)制度の対象魚種や国際的に管理されたマグロ類に重点を置いて資源調査を実施するとともに、海洋環境の変動による水産資源への影響調査や資源変動予測技術の開発・活用を行った。

水産資源について、資源の状況等を踏まえ、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」に基づき、TACの設定・配分を行うとともに、その円滑な実施を図り、計画的・効率的なTAC管理を通じて資源管理を推進。

また、基本的にすべての漁業者が資源管理計画に基づく資源管理に参加するよう促すとともに、資源管理・収入安定対策によって、漁業資源の保全と経営の安定化を図った。さらに、資源管理計画等の対象魚種について、水産関係公共事業の重点的な実施を行ったほか、資源管理計画等に基づく漁獲努力量削減の取組等を支援。

近年沿岸に来遊するシラスウナギの減少を受けて、中国など関係国・地域と協力して資源回復のための国際協調・管理体制を強化するための協議を行い、池入れ数量を制限することとなった。平成26年11月に内水面漁業振興法に基づくうなぎ養殖業の届出制を導入し、池入れ数量の管理を行っている。また、日本国内では産卵のために川を下る親ウナギの保護等について検討するための地域毎の話し合いを促進するとともに、ウナギ養殖業者による親ウナギの放流に対して支援。

資源状況等に即した適切な資源管理をより一層推進するため、漁業者・試験研究機関・行政が一体となって取り組む資源管理指針・資源管理計画を実施する体制の整備等を支援。

天然資源に依存しない持続的養殖や栽培漁業等のつくり育てる漁業の推進を図るため、平成28年度までに、低コストで高品質な養殖用人工種苗を安定的かつ大量に生産供給する技術を開発(ウナギ:1万尾、クロマグロ:10万尾)することを目標として掲げた。

周辺国・地域との連携を強化し、魚種ごとの資源状況を踏まえた資源管理を推進。特に、韓国及び中国の漁船の我が国周辺水域における漁獲割当量、許可隻数を決定し、その遵守を徹底するとともに、適切な資源管理を推進。

都道府県及び関係府省との連携を強化して、漁業取締船・航空機により効果的かつ効率的な監視・取締りを行い、特に外国漁船の操業が活発化する時期・海域においては、漁業取締船の重点配備等による集中取締りを実施。また、漁業取締船の増隻等により、外国漁船の取締体制のより一層の強化を図った。

排他的経済水域において、水産資源の増大を図るため、国が漁場整備を行うフロンティア漁場整備事業を実施するとともに、資源管理及びつくり育てる漁業と連携し、水産生物の生活史に対応した広域的な水産環境整備を推進。

森林法に基づき、魚つき保安林の指定と保全を図るとともに、河川上流域において、広葉樹林化等を取り入れた漁場保全の森づくりをはじめとする森林の整備・保全を推進。

磯焼け等により効用の低下が著しい漁場において、藻場・干潟の造成・保全と併せて、ウニやアイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植等に対して支援。

2 海洋環境の保全等(1)

(1) 生物多様性の確保等のための取組

参与会議の下に、「海洋環境の保全等のあり方検討PT」を設置し、国際的な海洋環境保全に係る要求と我が国における取組などの状況を整理しつつ、今後の我が国の取組や施策等の在り方について検討。

平成23年3月に策定した「海洋生物多様性保全戦略」等に基づき、平成26年3月に生物多様性の保全上重要度の高い海域を抽出。

絶滅が危惧されるアホウドリ、ウミガラス等の海鳥について保護増殖事業を実施。特に、伊豆諸島鳥島ではアホウドリの繁殖状況をモニタリングし、衛星を利用した飛翔ルート把握と、鳥島南西斜面及び小笠原諸島聳島における新繁殖地形成事業を実施し繁殖地拡大を図ってきた。また、鳥島では海鳥類の繁殖環境改善を目指した保全事業を実施中。

海洋生物の種の絶滅のおそれを評価するため、検討会及び生物分類群ごとの分科会を立ち上げ、検討を開始。

「サンゴ礁生態系保全行動計画」の実施状況の点検や改訂版の策定方針等について検討を行った。また、国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の下、平成26年10月に第29回ICRI総会を沖縄科学技術大学院大学にて開催し、我が国の提案したサンゴ礁保全のための統合的アプローチに係る決議が採択された。

人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることにより物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境が保全された「里海」の創生を目指し、国内外へ「里海」の概念を普及するため、ウェブサイト「里海ネット」による情報提供を引き続き行うとともに、東日本大震災において被害を受けた海域を対象として、里海づくりの手法を用いた復興の取組み手法等を検討し、平成26年3月に「里海復興プラン策定の手引き」として取りまとめた。

陸域・海域が一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するため、広島県三津湾をモデル地域として調査検討を行い、海域に適した管理方策を示した「海域ヘルシープラン」を策定するとともに、プラン策定のためのノウハウ等を取りまとめた「海域のヘルシープラン策定の手引き」の改訂を平成26年3月に行った。

国立公園において、海域公園地区の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、利用の軋轢を解消するための調査・検討、サンゴを食害するオニヒトデの駆除等の事業を実施。また、自然環境保全地域においても、海域特別地区の指定に向けた検討を進めた。平成25年度は、国立公園内(石西礁湖(沖縄県)、竜串(高知県))においてサンゴ礁の再生事業を実施。

東北地方太平洋沿岸地域において、地震等による自然環境等への影響を把握するため、植生、湿地、干潟、藻場、海鳥繁殖地などのモニタリングを継続するとともに、重要な自然を地図化した「重要自然マップ」を作成。
また、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき、平成25年5月24日に創設された三陸復興国立公園の拡張に係る検討、東北太平洋岸自然歩道(みちのく潮風トレイル)整備のための調査及び方針の検討を実施し、平成25年11月に青森県八戸市から岩手県久慈市までの約100kmが、平成26年10月に福島県相馬市から福島県新地町までの約50kmが開通。

瀬戸内海について、豊かな海の実現をめざし、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、平成25年4月に、瀬戸内海環境保全小委員会を設置し、瀬戸内海環境保全基本計画の変更について審議を進め、変更した基本計画を平成27年2月に閣議決定。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)が一部改正されたことを受け、平成24年8月に、有明海・八代海等総合調査評価委員会に新たに2つの小委員会を設置し、平成25年度においても引き続き調査審議を進めた。

2 海洋環境の保全等(2)

(2)環境負荷の低減のための取組

東経137度線において、表面海水中の二酸化炭素の長期変化傾向とともに、水素イオン濃度(pH)が観測を行っているすべての緯度帯において低下し、「海洋酸性化」が進行していることを明らかにした。

国内外他機関による観測データや国際的なデータベースを用いて、全球の海洋表層に蓄えられている熱量の長期変化、太平洋と大西洋における大気-海洋間の二酸化炭素交換量の長期変化傾向及び全球における海洋の二酸化炭素吸収量について公表している。

NOWPAP等の国際的な枠組みを活用し、人工衛星によるリモートセンシング技術を活用した環境モニタリング手法や生物多様性を指標とした海洋環境の評価手法の開発等を進めるとともに、環日本海海洋環境ウォッチシステムを構築し、水温、植物プランクトン濃度等の観測データをとりまとめている。

(独)海洋研究開発機構では、太平洋を中心に貯熱量、溶存物質質量(CO₂に関わる成分ほか)と海洋循環による熱輸送の10年スケールの変化を捉える観測を船舶を用いて実施。平成25年度は、インドネシアの首都ジャカルタ都心部に広範囲の洪水を引き起こした豪雨について、当該地域の気象レーダーによる連続した観測データに基づいて、その原因とメカニズムを明らかにした。また、海洋地球研究船「みらい」の北極航海で取得した高層気象観測データが、北極海上や日本を含む中緯度の気象循環の再現性を向上させることを、地球シミュレータセンターが開発したデータ同化システムによって明らかにした。観測データの空白域である北極海上で高層気象観測を実施することは、数値予報における初期値の改善を促し、海水減少によって荒天に見舞われる北極海航路上の天気予報精度の向上、さらには中緯度の異常気象等をもたらす大気循環の変動をより精緻に予測できることが期待される。

海域の水質に係る環境基準の達成率は、有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)で見ると約80%とほぼ横ばいで推移している。また、代表的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、依然としてCODの環境基準達成率が70%を下回る状況にある。このような中、水環境改善のため、特に次の取組を進めた。

- 人口、産業等が集中し排水の濃度規制のみでは環境基準の確保が困難な閉鎖性海域として、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海を対象に、陸域からの汚濁負荷の総量を削減する水質総量削減を実施中。平成26年4月より、既設分も含めた全ての特定事業場からの特定排水に対して、第7次総量規制基準の適用を開始。また、関係20都府県において、第7次総量削減計画に基づき、総量規制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進。
- 閉鎖性水域の水環境改善のため、流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進めたほか、富栄養化の原因である窒素・りん等を除去する下水道の高度処理を推進。
また合流式下水道については、中小都市では平成25年度末、大都市では平成35年度末までに改善対策を完了させるべく、改善を進めた。
また、平成25年度に適用期限を迎える海域の窒素・りんに係る暫定排水基準の延長及び強化を実施(適用期限は平成30年9月30日まで)。

2 海洋環境の保全等(3)

(2)環境負荷の低減のための取組

近年、その深刻化が指摘されている漂流・漂着・海底ごみ問題については、特に次の取組を進めた。

- 平成22年3月に閣議決定された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(以下「海岸漂着物処理推進法」という。)及び同法に基づく基本方針を踏まえた総合的かつ効果的な施策の推進に努めているところ。
- 海岸線を持つ39の都道府県のうち32の都道府県への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制に関する事業等に対する支援を行った。
- 漂流・漂着・海底ごみの定量的かつ経年的な状況把握を行うためのモニタリングを実施。
- 国立公園の海岸において、重要な景観要素であるウミガメや海鳥等の生物を保全する観点から、その繁殖地等における漂着ごみの清掃やモニタリング調査を行った。
- 発泡スチロール製のフロート等について、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発等を推進するとともに、漁業活動中に回収した漂流物等の処理等に対する支援を行った。
- 北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の枠組みで、ワークショップ等を開催するとともに、一般市民への普及啓発を目的とした国際海岸クリーンアップキャンペーン(ICC)に参加。
- 平成24年度補正予算にて成立した地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)により、引き続き都道府県及び市町村が実施する海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制に関する事業等に対する支援を実施。
- 水質総量削減の効果等を把握するため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明海及び八代海について、陸域から発生するCOD、窒素、リンの汚濁負荷量を把握するとともに、これら海域における水質調査を実施。
- 油及び有害液体物質流出事故に関する脆弱沿岸海域図について、その基礎となる地形データ及び動植物の分布等に関するデータの更新のため、基礎的データの情報収集等を順次実施。
- 油防除活動を効果的に行うため、国土交通省が所有する大型浚渫兼油回収船「白山」及び「清龍丸」が「秋田県石油コンビナート等防災訓練(平成25年7月)」に参加し、合同油回収訓練を実施。
- 旧ソ連・ロシアによる日本海・オホーツク海への放射性廃棄物の海洋投棄や過去に行われた核実験等による海洋環境への影響を把握するため、日本近海で、海水や海底土を採取し、人工放射性物質の調査を実施。
- 東日本大震災の津波による有害物質、廃棄物の海上流出や油汚染による海洋汚染の状況を把握することを目的として、青森県から福島県にかけて2回のモニタリング調査を実施。また、東京電力福島第一原子力発電所から漏出した放射性物質による海洋汚染については、「総合モニタリング計画」(平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成26年4月1日改訂)に沿って、放射性物質のモニタリング調査を実施し、分析結果を公表。

3 排他的経済水域等の開発等の推進(1)

(1)排他的
経済水域等
の確保・保
全等

国連海洋法条約(UNCLOS)に基づき、我が国は平成20年11月に「大陸棚の限界に関する委員会」に大陸棚延長申請を行い、平成24年4月に同委員会から勧告を受領。我が国は、勧告の内容について精査を行い、内容の疑義について平成25年7月に同委員会に質問書を発出し、平成26年3月に同委員会から回答を受領。これを受け、平成26年7月に総合海洋政策本部会合において「大陸棚の延長に向けた今後の取組方針」を決定。取組方針①に従い、2海域について政令を同年9月に閣議決定、同年10月に施行。

平成24年12月、中国及び韓国は、「大陸棚の限界に関する委員会」に九州薩摩半島沖から沖縄本島北方沖永良部島沖までの沖縄トラフを南東の限界とする大陸棚の延長申請を、それぞれ行った。東シナ海においては、日中及び日韓双方のそれぞれの領海基線間の距離は400海里未満であり、双方の200海里までの大陸棚が重なり合う部分について、日中及び日韓間の合意により境界を画定する必要があるが、同委員会の手続規則では、境界画定の問題がある海域での申請は、全ての関係国の事前の同意がなければ検討できないことになっている。我が国はこのような同意を与えておらず、同委員会に対して中国及び韓国の申請を検討しないよう要請する口上書を中国及び韓国の申請の直後に相次いで発出し、平成25年8月の同委員会の全体会合で、同委員会は、我が国の口上書を踏まえ中国及び韓国の申請に対する検討の延期を決定した。

東シナ海資源開発については、平成20年6月の合意後、各種ハイレベル会談等で中国側に対し、合意を実施に移すべく、国際約束締結に向けた交渉の実施を働きかけてきた。この結果、平成22年7月、東京において、第1回東シナ海資源開発に関する国際約束締結交渉が開催されたが、尖閣諸島周辺領海内における海上保安庁巡視船への中国漁船による衝突事件後、中国側が一方的に同交渉の延期を表明して以来、進展が得られておらず、中国側による一方的な開発行為は認められないとして、平成20年6月の合意の早期実施を強く求めているところ。

我が国の排他的経済水域等における鉱物の探査について、主権的権利等を適切に行使していく観点から「鉱業法の一部を改正する等の法律(平成23年法律第84号)」が平成23年7月22日に公布され、平成24年1月21日から施行され、探査規制の執行は関係省庁間で連携を図りながら適切に実施されているが、これまでのところ、違反事実は認められていない。

平成22年6月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施。
これまでのところ、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていない(噴火活動状況を調査中の西之島を除く)。

3 排他的経済水域等の開発等の推進(2)

(3) 排他的経済水域等の開発等を推進するための基盤・環境整備	平成25年、我が国の排他的経済水域等において、我が国の同意を得ない調査活動は15件あり、海上保安庁では、巡視船・航空機により中止要求等を実施するとともに、外交ルートを通じた中止要求の伝達等、関係省庁が連携して的確に対処した。
	沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討を実施。
	新たな海洋基本計画の策定を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、特に重要と考えられる個別施策に係る内容の具体化や新たに必要となる取組について集中的に評価・検討するため、参与会議の下にプロジェクトチーム(PT)を設置することとした。これを受けて、平成25年9月、「EEZ等の海域管理のあり方」PTを設置し、包括的な法整備のあり方を含め、EEZ等の管理のあり方に関する方針の具体的な内容等について検討を行った。なお、平成26年度においても、「海域の利用の促進等の在り方」PTを設置し、法学的なアプローチからの検討を行った。
	海洋産業の振興のため、総合海洋政策本部の下に、山本海洋政策担当大臣をチーム長とし、関係府省の副大臣を構成員とする「排他的経済水域等の海域管理の在り方検討チーム」を設置し、平成26年6月に海洋基本計画に掲げられた『排他的経済水域及び大陸棚の開発等を推進するための海域管理の適切な管理の在り方』を取りまとめた。

4 海上輸送の確保(1)

<p>(1) 安定的な海上輸送体制の確保</p>	<p>トン数標準税制の適用を受けるために必要な日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者は平成25年3月末現在10社。平成24年9月に改正「海上運送法」が成立し、日本船舶を補完するものとして、日本の外航海運事業者の海外子会社が保有する外国船舶であって、海上運送法に基づく航海命令が発せられた場合に确实かつ速やかに日本船舶に転籍して航行することが可能なものを「準日本船舶」として認定する制度が創設された。これを受けて、平成25年度よりトン数標準税制の適用対象船舶に準日本船舶を追加し日本船舶の増加のペースアップと準日本船舶の確保の促進を図っていくこととしている。また、トン数標準税制と併せ、環境対応船舶等の取得を支援する特別償却制度・買換特例制度や、国際船舶に係る特例措置等により、日本船舶の増加、日本商船隊の国際競争力の確保を通じて安定的な海上輸送体制の確保を図ることとされた。</p>
<p>(2) 船員の確保・育成</p>	<p>内航分野においては、平成20年7月に施行された改正海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、新たに船員となろうとする者に特定の訓練及び資格取得等を受けさせた場合に助成金を支給している。平成26年3月末をもって、認定されていた54件の計画が終了し、同年4月1日から開始される計画が新たに53件認定されたため、同日現在では177事業者が国土交通大臣による計画の認定を受けている。</p> <p>内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施。</p> <p>平成25年8月に船員の海上労働に関するグローバルスタンダードを定める「2006年の海上の労働に関する条約」を批准。これに先だって、同条約の批准に向け、労働時間規制を船長にも適用する等の船員の労働条件等に関する規制の見直し、国際航海等に従事する一定の日本船舶及び我が国に寄港する一定の外国船舶に対する船員の労働条件等についての検査制度の創設等の内容を盛り込んだ改正「船員法」が平成24年9月に公布され、平成26年8月5日に発効。</p>

4 海上輸送の確保(2)

(3) 海上輸送拠点の整備

国際コンテナ戦略港湾政策については、平成22年8月に阪神港、京浜港を選定し、大水深岸壁の整備や「民」の視点を活かした効率的な港湾運営等、ハード・ソフト一体となった総合的な施策を実施してきた。港湾運営の面では、東京港、川崎港、横浜港、大阪港、神戸港において特例港湾運営会社を指定。また、平成25年7月から「国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会」を開催し、平成26年1月に、国際コンテナ戦略港湾への広域からの貨物集約等による「集貨」、国際コンテナ戦略港湾背後への産業集積等による「創貨」、大水深コンテナターミナルの機能強化や港湾運営会社に対する国の出資等による「競争力強化」の3本柱からなる「最終とりまとめ」を公表。同委員会の議論を踏まえ、国際コンテナ戦略港湾の港湾運営会社に対する国の出資を可能とするとともに、無利子貸付制度の対象施設に国際コンテナ戦略港湾の埠頭近傍の流通加工機能を伴う倉庫を追加すること等を内容とする港湾法の一部を改正する法律案が平成26年7月1日に施行された。

我が国の産業の競争力強化や国民生活の向上に不可欠な穀物、鉄鉱石、石炭等のばら積み貨物の安定的かつ安価な供給を実現するため、平成23年5月、国際バルク戦略港湾として穀物を取り扱う5港(釧路港、鹿島港、名古屋港、水島港、志布志港)、石炭を取り扱う3港(小名浜港、徳山下松港・宇部港)、鉄鉱石を取り扱う3港(木更津港、水島港・福山港)を選定。また、ばら積み貨物の輸入拠点として、国土交通大臣が「特定貨物輸入拠点港湾」を指定するとともに、当該港湾に対する支援措置等を規定した「港湾法の一部を改正する法律」及び関係政省令が平成25年12月1日に施行された。これを受け、同年12月19日、小名浜港を全国初の特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定。さらに、小名浜港では、平成25年度から、大型船(ケープサイズ級)に対応した水深18mの国際物流ターミナルの整備を実施中。

我が国全体と地域の経済・産業・生活を物流面から支えることを目的に、国際海運ネットワークにおける拠点としての国際海上コンテナターミナルや迅速かつ低廉な輸送物流体系を構築するための複合一貫輸送ターミナル等の整備を実施。

リサイクルポートとして指定された全国22港において、静脈物流拠点の形成に向け、積替・保管施設等の循環資源取扱支援施設の整備に対する支援や、必要な港湾施設の整備を実施。平成25年度は、リサイクルポート推進協議会と連携し、リサイクルポートを活用した低炭素型静脈物流システム構築に向けた調査・検討を進めた。

港湾の整備を効率的に実施するため、沿岸域において波浪・潮位観測を行うとともに、沖合においては、地震発生時に津波観測にも資するGPS波浪計を用いた観測を行っている。平成25年度は、伊勢湾口沖と宮崎日向沖の2箇所に、GPS波浪計を新規設置。

5 海洋の安全の確保(1)

(1) 海洋の安全保障や治安の確保

海上保安庁による尖閣三島の取得・保有以降、それを口実として尖閣諸島周辺海域では中国公船による領海侵入が繰り返されるようになってきている。海上保安庁では、中国公船が領海に侵入しないよう警告するとともに、領海に侵入した場合には退去要求等を行い、領海外に退去させている。

平成26年9月中旬以降、小笠原諸島及び伊豆諸島周辺海域において確認された中国漁船によるサンゴ密漁に対して、水産庁、海上保安庁及び東京都が連携して違法操業の取締りを実施し、引き続き警戒を緩めることなく対応している。サンゴ密漁の疑いのある中国漁船は、平成27年1月下旬以降は小笠原諸島周辺海域等の領海内で確認されていない。

東南アジア海域における海賊対策として、海上保安庁では、同海域の沿岸国海上保安機関に対して、法執行等の能力向上支援を実施しているほか、毎年、巡視船や航空機を東南アジア海域等に派遣しており、平成25年9月には、マレーシアに、平成26年1月にはインドに巡視船を派遣し、同国海上保安機関と連携訓練や海賊対策に係る意見交換等を実施したほか、平成26年3月にはスリランカに航空機を派遣し同国海上保安機関と海賊対策に係る意見交換等を実施した。

ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づき、海上自衛隊の護衛艦(海賊の逮捕、取調べ等の海賊に対する司法警察業務に的確に対処するため、海上保安官8名が同乗)及びP-3C哨戒機によるソマリア沖・アデン湾での民間船舶の護衛活動及び警戒監視活動を行っており、国土交通省海事局では、船社からの護衛申請の窓口業務及び護衛対象船舶の選定を行っている。なお、海上自衛隊護衛艦が護衛する船舶に対する海賊襲撃事案は一切発生していない。

平成24年以降、ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生件数は、減少傾向にあるものの、ソマリア海賊を生み出す根本的原因は未だ解決されておらず、海賊による脅威が存在している状況にある。一方で、海上保安庁が同海域における海賊行為に対処することは現状においては困難であるため、平成26年7月18日、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」第7条第1項に定める内閣総理大臣の承認(閣議決定)を受け、防衛大臣は平成27年7月23日までの間、引き続き自衛隊による海賊対処行動を継続することとした。

平成25年12月から派遣海賊対処行動水上部隊が、これまでの民間船舶の護衛に加え、海賊対処のための多国籍の連合任務部隊であるCTF151に参加してゾーンディフェンス(特定の海域の中で警戒監視を行う活動)を実施中。平成26年2月からは派遣海賊対処行動航空隊もCTF151に参加してアデン湾の警戒監視飛行を実施中。平成26年8月からは海上自衛官をCTF151司令部に派遣中。

平成22年以降、ソマリア沖・アデン湾に集中していた海賊被害が、オマーン沖・アラビア海等の外洋に拡大したため、各国船舶において民間武装警備員の乗船が増加したが、日本籍船には銃砲刀剣類所持等取締法が適用されるため、銃器を用いた民間武装警備員による警備の実施が困難な状況であった。
このことから、平成25年11月30日、一定の要件を満たす日本籍船において民間武装警備員による乗船警備を可能とする「海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法」を施行し、運用を開始した。

海上保安庁では、全国の原子力発電所等の周辺海域に巡視船艇を常時配備するとともに、必要に応じて航空機による監視警戒を実施。

MDAについては、平成26年度は、内閣官房国家安全保障局、内閣官房総合海洋政策本部事務局、内閣府宇宙戦略室の3者による検討を重ねた。また、関係府省等の情報共有と連携を深化させ海洋状況把握に関する政府全体としての取組を総合的かつ戦略的なものとするため、海洋状況把握に係る関係府省等連絡調整会議を設置し、我が国の海洋状況把握能力の強化に向けた検討体制を確立した。

5 海洋の安全の確保(2)

(2)海上交通における安全対策	海運事業者の安全管理体制の構築を目指す運輸安全マネジメント評価を実施するとともに、旅客船及び貨物船に対する運航管理監査並びに船員法等に基づく船員労務監査等を実施。 さらに、これらの業務を一元的に実施する運航労務監理官の資質の向上及び体制の強化を図った。
	海難救助等においては、ヘリコプターを活用した機動救難体制により、迅速かつ的確に対応している。また、捜索救助に関する合同訓練や机上訓練を定期的実施するとともに、漂流予測の精度向上に取り組んだ。
	地方公共団体、漁業共同組合、港湾関係者等で構成する協議会等においては、海洋汚染、海上災害に迅速かつ的確に対応できるよう油防除訓練等を定期的実施中。
	海難の発生を未然に防止するため、船舶交通がふくそうする海域における海上交通センターのレーダー機能の強化及びシステムの二重化等の整備を実施しているほか、大規模災害発生時における船舶の安全かつ円滑な避難と被害の極小化、平時における船舶の管制信号待ちや渋滞の緩和のため、東京湾において海上交通管制業務の一元化を図ることとしている。また、災害発生時においても安定した海上輸送ルートを確保するため、航路標識の耐震補強等の整備を実施中。
	船舶自動識別装置(AIS)を活用した航行安全情報の提供業務を継続して実施しているほか、事前登録されたメールアドレスに津波警報や航路標識の消灯等の緊急情報を電子メールで配信するサービスを実施中。
	海況に関する情報を海洋速報としてインターネットにより提供するほか、狭水道における潮流の観測体制の強化として、来島海峡にライブカメラ及び灯浮標に流速計を設置し潮流観測を行うとともに、潮流シミュレーションを作成。
	SOLAS条約、MARPOL条約等の国際条約に定められた義務・役割を適正に果たし、適切な船舶検査及びポート・ステート・コントロール(PSC)実施体制を確保するため、PSC官の増員を継続的に実施中。

5 海洋の安全の確保(3)

(3) 海洋由来の自然災害への対応

「南海トラフの巨大地震モデル検討会」及び「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、南海トラフ巨大地震による津波高や浸水域等を推計し、津波による人的被害・建物被害の想定等を行い、平成25年5月、南海トラフ巨大地震への対策等を具体的に示した最終報告をとりまとめた。

平成26年3月には、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を中央防災会議において決定。この計画では、南海トラフ地震防災対策の基本的な方針やそれに基づく基本的な施策、さらには各施策に係る具体目標及びその達成期間等について定めている。

設計外力を超えた津波に対し、津波が天端を越流した場合でも堤防の効果が粘り強く発揮できるような構造の海岸堤防、防波堤等の整備を推進。平成26年6月に改正海岸法が成立し、施設と一体的に設置された根固工又は樹林(「緑の防潮堤」)等の「粘り強い構造」の堤防等を法律上明確に位置付けられ、一層の整備を推進した。

海岸における水門・陸閘等については、平成25年4月に「津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン」の改訂及び「水門・陸閘等の整備・管理のあり方(提言)」をとりまとめ、これらを踏まえ、水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の推進及び効果的な管理運用を進めた。平成26年6月に改正海岸法が成立し、水門・陸閘等の操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を義務付けられるとともに、現場操作員の安全を最優先とした操作・退避ルールの策定指針をとりまとめるなど、水門・陸閘等の効果的な管理運用を進めた。

平成23年度に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、将来起こりうる津波災害の防止・軽減のため、都道府県の「津波浸水想定」の設定や「津波災害警戒区域等」の指定等の支援を行い、ハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進した。また、高潮・高波による浸水被害の軽減を図るため、うち上げ高予報の実現に向けた、波浪やうち上げ高の観測及びうちあげ高予報システムの技術開発を推進した。

巨大海底地震・津波への対応については、東南海地震の想定震源域に敷設した海底ネットワークシステムを運用するとともに、南海地震の想定震源域にもより広範囲に海底ネットワークシステムを構築するため、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施し、基幹ケーブルの一部敷設を行った。また、日本海溝海底地震津波観測網の整備に向けて、ケーブル敷設予定海域の事前調査を実施するとともに、千葉県房総沖で海底ケーブルの敷設を行った。地震・津波観測監視システム2期(DONET2)の構築位置について、昨年度に実施した構築予定海域の事前調査結果により、海底ケーブル敷設ルートと観測点構築位置を決定し、その工事に着手した。

船舶、沿岸の安全を確保するため、海洋気象観測船、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計、衛星等を用いた観測、解析を通じた地域特性の把握及び地域特性を踏まえた高潮・波浪モデル等の予測技術の改良等を行い、高潮・高波に関する防災情報の提供等を引き続き実施するほか、海上予報・警報の発表、気象無線模写通報(JMH)等を実施するとともに、台風予報の精度の向上に取り組んだ。

気象庁では、平成23年東北地方太平洋沖地震での甚大な津波被害を受け、津波警報の課題とその改善策について有識者、防災関係機関等による勉強会・検討会を開催して検討を行い、M8を超えるような巨大地震による津波に対しても適切な警報を発表するとともに、簡潔な表現で避難を促す改善を実施した新しい津波警報の運用を平成25年3月7日から実施中。

6 海洋調査の推進(1)

(1)総合的な海洋調査の推進

政府関係機関や研究機関では、海洋権益の保全、地震・津波防災対策、海底資源開発、水産資源管理、地球温暖化対策等に資する次のような海洋調査を実施。海洋調査の実施や結果の活用にあたっては、各機関の連携・協力が進められている。

- 内閣官房では、政府関係機関による海洋調査がさらに効果的・効率的に実施できるよう、調査計画情報の共有化を図るとともに、連携策の調整を行うなど、海洋調査の推進を図っている。
- 水産庁では、独立行政法人水産総合研究センター及び都道府県水産試験研究機関等の連携した調査船運航により、我が国周辺水域や外洋域において、水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査や、水産庁に所属する漁業調査船により、北太平洋公海域等での水産資源や生態系の調査等を実施。
- 気象庁では、平成23年東北地方太平洋沖地震の震源域周辺に、ブイ式海底津波計を3台設置しており、これにより、当該海域付近で発生した津波の場合、地震発生後10分程度で検知可能となっている。ブイ式海底津波計の観測データは、「沖合の津波観測に関する情報」で発表し、津波警報の更新に活用。
また、北西太平洋海域において高精度・高密度な海洋観測を実施。昭和59年以降の水素イオン濃度指数(pH)の観測結果の解析を行ったところ、観測を行っている東経137度、北緯3度~34度のすべての緯度帯においてpHが年々低下し、「海洋酸性化」が進行していることが判明。
- 海上保安庁では、測量船と自律型潜水調査機器(AUV)を用いた海底地形調査によって、鹿児島県奄美大島北西海域にある海底火山において、熱水・ガスが噴出している火口状の凹型の詳細な地形を捉えた。また、船舶の津波避難計画の策定等に役立てるため、港湾において予測される津波の挙動を示した津波防災情報図を東京湾・伊勢湾・大阪湾の13箇所において整備した。平成25年11月に西之島付近で新島を確認して以来、火山活動状況の監視・観測を継続中。
- (独)海洋研究開発機構では、潜水調査船「しんかい6500」や地球深部探査船「ちきゅう」などの船舶・深海探査機を活用して海洋調査を進めている。深海調査研究船「かいらい」による研究航海を実施し、地球深部探査船「ちきゅう」による研究航海「東北地方太平洋沖地震調査掘削-II」で設置した長期孔内温度計を、無人探査機「かいこう7000-II」により回収。回収した長期孔内温度計からデータを取り出し、断層付近を含む地層温度が計測されていることを確認。
また、無人探査機ハイパードルフィンを用いてマリアナ弧の海底火山の調査を行った。採取された海底の枕状溶岩を分析し、この溶岩は、沈み込み帯において生成された初生マグマが組成を保った状態で溶岩流として噴出したものであることが判明。さらに、有人潜水調査船「しんかい6500」世界周航研究航海の一貫として、南太平洋トンガ海溝及び南太平洋ケルマディック海溝における調査を実施。

6 海洋調査の推進(2)

<p>(1)総合的な海洋調査の推進</p>	<p>政府関係機関や研究機関では、海洋権益の保全、地震・津波防災対策、海底資源開発、水産資源管理、地球温暖化対策等に資する海洋調査を実施。海洋調査の実施や結果の活用にあたっては、各機関の連携・協力が進められている。</p>
	<p>我が国周辺海域における海洋環境保全対策を効率的かつ効果的に実施するため、油分、重金属等の陸上・海上起因の汚染物質の海洋環境におけるバックグラウンド数値の経年変化の把握に取り組んだ。</p>
	<p>海難事故の発生した際の巡視船や航空機による捜索救助活動や流出油の防除活動を迅速かつ的確に実施するため、関係府省連携の下、データを管理するシステムの強化、予測モデルの改良等による漂流予測手法の改善を進めた。</p>
<p>(2)海洋に関する情報の一元的管理及び公開</p>	<p>新たな海洋基本計画の策定を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、海洋調査・海洋情報の一元化・公開に関する施策に係る内容の具体化や新たに必要となる取組について集中的に評価・検討するため、「海洋調査・海洋情報の一元化・公開」PTを設置し、①政府が行う海洋調査についてその収集・管理・公開に関する共通ルールの策定、②MDA(海洋状況把握／海洋領域認識)の実現に向けて、及び③海洋調査・海洋情報産業の振興について検討を行った。</p>
	<p>海洋調査データの収集・管理・公開に関し、利用者の利便性の向上を図るため、海洋調査データの収集・管理・公開に関する共通ルール、各調査実施機関の共通ルールに基づく取組状況に関すること等について、有識者会議を設置し、フォローアップを行った。</p>
	<p>MDAについては、平成26年度は、内閣官房国家安全保障局、内閣官房総合海洋政策本部事務局、内閣府宇宙戦略室の3者による検討を重ねた。また、関係府省等の情報共有と連携を深化させ海洋状況把握に関する政府全体としての取組を総合的かつ戦略的なものとするため、海洋状況把握に係る関係府省等連絡調整会議を設置し、我が国の海洋状況把握能力の強化に向けた検討体制を確立した。</p>
	<p>政府関係機関が保有する海洋に関する情報の概要、入手方法等をインターネット上で一括して検索できる「海洋情報クリアリングハウス(マリンページ)」を、内閣官房と海上保安庁が関係機関と協力して構築し、運用中。平成25年度は約125,000件の利用があった。</p>
	<p>海上保安庁では、海洋情報をインターネットでビジュアルに重ね合わせて見ることができる「海洋台帳」の運用を平成24年5月に開始し、平成25年度は1年で約6,100,000件の利用があった。</p>

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等(1)

(1)国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進

第4期科学技術基本計画等を踏まえ、将来にわたる持続的な成長と社会の実現、我が国が直面する重要課題への対応に必要な海洋分野の研究開発として、海洋エネルギー・鉱物資源の開発、海洋再生可能エネルギーの開発、巨大海底地震・津波への対応、地球環境問題への対応等に関する研究開発を推進するとともに、国自らが長期的視点に立って成果を蓄積していくべき国家基幹技術の研究開発を推進している。主な取組は以下に挙げるとおり。

- 文部科学省の事業により、海洋鉱物資源の存在位置や資源量の把握に必要な海底地形、海水の化学成分、海底下構造・物性等について計測するためのセンサー等の技術開発を実施しており、平成25年度からは、これらの技術の実用化を進めるとともに、技術を組み合わせた広報探査システムの開発を進めている。また、(独)海洋研究開発機構では、無人探査機や掘削技術の開発・実証、戦略的探査手法の研究開発等を進めつつ、海洋調査を行って、必要なデータを収集している。平成25年度は、南鳥島周辺の水深5,600m～5,800mの海底から採取された堆積物のコア試料の化学分析を行い、海底表層付近におけるレアアース濃度の鉛直分布を調査した。
- 新たな海洋基本計画における海洋立国日本の目指すべき姿を具現化するため、文部科学省、経済産業省及び国土交通省が共同事務局となり「海洋分野における国家基幹技術検討委員会」を開催し、平成25年5月、我が国が取り組むべき6つの国家基幹技術プロジェクトの選定を行うとともに、プロジェクトを支える重要基盤技術、国家基幹技術プロジェクト遂行に当たっての体制、及び必要な人材育成について提案をとりまとめた。また、平成25年5月、我が国は北極評議会(AC)のオブザーバー資格を取得するとともにACの各種会合で北極に関する学術研究で蓄積した知見をもとに貢献した。
- 海洋再生可能エネルギーの開発については、着床式及び浮体式の洋上風力発電システムについて実証研究等を進めている。また、波力や海流等の海洋エネルギーを利用した発電について、実用段階に比較的近い海洋エネルギーを活用した発電装置の向上などを目指して実証研究や要素技術開発を行っている。
- 地球環境問題への対応については、地球温暖化と長期的な気候変化の不確実性の定量化を進めるとともに、気候変動に係るリスク評価の基盤となる情報を収集・整備するため「気候変動リスク情報創生プログラム」を平成24年度より開始。さらに、地球温暖化と長期的な気候変化への適応策を講じていくため、「気候変動適応研究推進プログラム」では、都道府県等の地域レベルでの影響評価が可能となるように、数値モデルを改良するとともに、各地域のニーズに応じた観測、研究開発等を実施中。また、地球温暖化の影響が顕著に現れる北極の気候変動に関する研究を平成23年度から5年間の予定で実施し、研究基盤の拡充と北極環境研究コンソーシアムの創設による我が国研究者の連携体制を整備するとともに、モデル研究者と観測研究者の協働による研究活動を推進している(全国35機関、約300人の研究者が参加)。平成25年度には、カナダ沿岸警備隊の砕氷船ルイサンローラン、ローリエを用船し、北西航路氷況観測、電気伝導度水温水深計(CTD)を用いた観測を実施。海洋地球研究船「みらい」の北極航海で取得した高層気象観測データが、北極海上や日本を含む中緯度の大気循環の再現性を向上させることを、データ同化システムによって明らかにした。

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等(2)

(1)国として取り組むべき重要課題に対する研究開発の推進

第4期科学技術基本計画等を踏まえ、将来にわたる持続的な成長と社会の実現、我が国が直面する重要課題への対応に必要な海洋分野の研究開発として、海洋エネルギー・鉱物資源の開発、海洋再生可能エネルギーの開発、巨大海底地震・津波への対応、地球環境問題への対応等に関する研究開発を推進するとともに、国自らが長期的視点に立って成果を蓄積していくべき国家基幹技術の研究開発を推進している。主な取組は以下に挙げるとおり。

- 国家基幹技術については、「海洋地球観測探査システム」を構成する技術として、「世界最高の深海底ライザー掘削技術の開発」「次世代型巡航探査機技術の開発」「大深度高機能無人探査機技術の開発」を推進しており、平成25年度は、小径ロータリーコアバーレル(SD-RCB)を改良し、コア回収率・品質の向上を図ると共に、リアルタイム疲労評価・監視システムにライザー傾角モニタリング機能を追加し、ライザーの強潮流対策を強化した。また、新しく建造した自律型無人探査機(AUV)および高機能遠隔操作型無人探査機(ROV)の、実運用に向けた海域試験及び整備を行った。

地球環境変動、地球内部構造及び地殻内生命圏の解明を目的とした多国間国際共同プロジェクトである統合国際深海掘削計画(IODP)において、我が国は、地球深部探査船「ちきゅう」を運航するなど、主導的な役割を果たしている。平成25年度は、東北地方太平洋沖で地震断層に沿って設置した長期孔内計測機器(温度計)を「かいこう7000-II」で回収し、世界で初めて巨大地震で放出される熱エネルギー量の直接測定を行った。また、南海トラフ地震発生帯掘削計画を実施し、南海トラフ地震発生帯の付加体内部において地層サンプルを採取するとともに、掘削同時検層により科学掘削としては世界最深の掘削深度記録となる海底下3,058.5mまで掘削を進め、地層の物性データを取得することに成功した。

(独)水産総合研究センターでは、新たな中期目標の下、「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」の基本理念に基づき、行政機関と連携して水産業が抱える課題解決に当たるため、

- ①我が国周辺及び国際水産資源の持続可能な利用のための管理技術の開発
- ②沿岸漁業の振興のための水産資源の積極的な造成と合理的利用並びに漁場環境の保全技術の開発
- ③持続的な養殖業の発展に向けた生産性向上技術と環境対策技術の開発
- ④水産物の安全・消費者の信頼確保と水産業の発展のための研究開発
- ⑤基盤となるモニタリング及び基礎的・先導的研究開発

の5課題を重点的に実施中。

海洋生物資源を持続的に利用するとともに、産業創出につなげていくことを目的に、平成23年度から10年間の予定で、海洋生物資源の新たな生産手法の開発や海洋生態系の構造・機能の解明に関する研究開発を実施中。

大学や研究機関によるネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成し、東北の復興を図るための研究開発を推進する事業として、平成23年度に海洋生態系の調査研究を開始したほか、平成23年度のフィージビリティスタディを経て、平成24年度より新たな産業の創成につながる技術開発を本格的に開始。

文部科学省、経済産業省及び農林水産省が共同で選定する「地域イノベーション戦略推進地域」の一つとして、平成24年度に「えひめ水産イノベーション創出推進地域」が選ばれ、関連の事業を推進している。

7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等(3)

<p>(2) 基礎研究及び中長期的視点に立った研究開発の推進</p>	<p>沖縄科学技術大学院大学においては、海底の活発な熱水活動域、生物の多様性豊かなサンゴ礁、世界有数の流れの強い海流である黒潮に囲まれるなどの優位性を誇る沖縄の海洋環境の長期的な活用、保全に向けて、沖縄近海における海洋環境観測、サンゴ等のゲノム科学的研究を実施中。</p>
<p>(3) 海洋科学技術の共通基盤の充実及び強化</p>	<p>平成25年1月に退役した学術研究船「淡青丸」の後継船として、東北地方太平洋沖地震が海洋生態系へ及ぼした影響に関する調査研究等を実施するために建造していた東北海洋生態系調査研究船「新青丸」が完成し、平成25年6月に(独)海洋研究開発機構に引き渡された。平成25年9月に、平成27年度末に就航予定である海底広域研究船の建造に着手した。</p> <p>平成25～27年度の2か年計画で、東京海洋大学の練習船「神鷹丸」の代船を建造中。</p>
<p>(4) 宇宙を活用した施策の推進</p>	<p>(独)宇宙航空研究開発機構が開発した水循環変動観測衛星GCOM-W「しずく」に搭載されたマイクロ波放射計(AMSR2)による海面観測データ(水温、海水分布等)の利用が拡大中。</p> <p>例えば気象庁においては、海洋を含んだ気象予報において「ひまわり」等とともに「しずく」のデータが活用されるとともに、海面水温解析(平成25年5月から)や、オホーツク海海水解析(同年12月から)への定常利用が始まった。また、海上保安庁では、黒潮など日本周辺の流れの流路解析に「しずく」データの活用を平成25年10月から開始し、本解析結果は、ウェブサイトで公開される「海洋速報」の基礎データとなっている。</p> <p>気候変動予測等に資するため、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)による海洋上を含む地球規模の温室効果ガスの観測を実施。平成29年度の打ち上げを目指し、観測精度と密度を飛躍的に向上させた2号機の開発を行っている。</p> <p>宇宙を利用した海洋監視(MDA)について、平成25年10月、日米両国は日米安全保障協議委員会(「2+2」)において政府一体となつての演習及び対話を進めていくことを確認したことを踏まえ、平成26年3月には、米国との間で机上演習を実施。ここでは、日米双方の関係機関が両国の制度や政策、実施体制について意見交換を実施。</p>

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化(1)

<p>(1)経営基盤の強化</p>	<p>日本船舶及び船員の確保等を計画的に行い安定的な海上輸送の確保を図るため、平成20年6月に成立した「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律」に基づき日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者に対する支援を継続。 また、内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を開催することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取組を実施。</p>
	<p>優れた環境性能と高い経済性を有するスーパーエコシップ(SES)の普及促進を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度を活用した支援を引き続き実施。</p>
	<p>民間で行われる高度船舶技術の研究開発・実用化を促進するため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による助成を引き続き実施。</p>
	<p>平成23年7月の「新造船政策検討会」において、受注力の強化、新事業への展開、業界再編を柱とする新たな総合的な政策がとりまとめられたところであり、同検討会における議論を踏まえ、船舶の省エネ技術の開発と省エネ技術を活かせる国際的な燃費規制の確立を着実に推進するとともに、天然ガス燃料船の実用化・導入や浮体式洋上風力発電の研究開発、新興国市場や海洋資源開発分野への展開等に官民一体で取り組んでいる。</p>
	<p>我が国の造船業界は、ブラジルの造船所に資本参加をして掘削リグ等の建造の実績を作る取組を行っている。 平成26年8月、ブラジルを訪問した安倍総理は、ルセフ大統領との会談においてロジスティックハブの導入に向けてトップセールスを展開。この際、両国首脳により「海洋資源開発促進のための造船協力に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の共同声明」が発出され、両国の造船分野の協力関係が強化。</p>
	<p>次世代大水深用セミサブ(半潜水型)掘削リグの開発で、水深3,000 m以下を掘削するリグの船体の研究開発に対し、海洋資源開発関連技術研究開発費補助金の交付を決定。大出力発電機関や高精度位置保持システム、船用工業事業者への技術開発の助成も実施。 浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備(FLNG)の要素技術に対して技術開発助成を実施。</p>

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化(2)

(1)経営基盤の強化	海洋環境保全に一層注力する観点から、船舶からのCO2排出50%削減等を目標に、世界最先端の海洋環境技術開発を推進するとともに、更なるCO2排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、燃費報告制度(実運航での燃費の「見える化」)や燃料油課金などの経済的手法の国際的枠組み作りに主導的に取り組んでいる。
	国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象に、漁業共済の仕組みを活用した資源管理・収入安定対策とコスト対策を組み合わせ、総合的な経営基盤の強化を推進。
	漁船の更新が進まず生産体制が脆弱化した漁船漁業や、産地価格の低迷等で経営環境の厳しさが増大している養殖業について、緊急に構造改革を進め将来を担う経営体を育成するため、収益性重視の操業・生産体制の導入や省エネ・省力型の代船取得等による経営転換を促進する漁業構造改革総合対策事業を引き続き実施。
	燃油価格・配合飼料価格の急激な上昇が漁業経営に及ぼす影響を緩和するため、漁業者・養殖業者と国とが拋出を行い、原油価格・配合飼料価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、拋出を行った漁業者・養殖業者に補てん金を交付する漁業経営セーフティーネット構築事業に継続して支援。
	産地から消費地までの流通過程の目詰まりを解消するため、漁業者等が地域の漁獲物を利用した商品開発を行う際の機器導入や、販売ニーズや産地情報の共有化を行う取組への支援を実施。
	海面養殖業の振興を図るため、低魚粉飼料技術の開発等への支援を継続して実施するとともに、クロマグロの増養殖技術の開発を推進。

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化(3)

<p>(1)経営基盤の強化</p>	<p>活力ある漁業就業構造を確立するため、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金の給付や、漁業への就業希望者に対する求人・求職等の情報の提供、就業支援フェアの開催、現場での長期研修等の実施を支援。</p> <p>東日本大震災による水産関係の被害は前例のない規模であり、被災地の水産の早期復興は、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給にとっても重要な課題です。このため、「水産基本計画」に示された考え方のもとに関係地域における、瓦礫処理、漁港・漁場復旧、漁船確保、養殖業の再開、流通・加工施設整備等の必要な支援を実施中。</p> <p>二酸化炭素等の排出を大幅に削減する電動漁船や、高船齢漁船を長期に省エネ・省コストで使用可能とするリニューアル技術の開発を実施するとともに、船体改造技術漁船の安全性の向上を図るための船体改造技術の開発を実施。</p>
<p>(2)新たな海洋産業の創出</p>	<p>新たな海洋基本計画の策定を受けて、総合海洋政策本部参与会議は、「新海洋産業振興・創出」PTを設置し、①海洋産業を巡る状況認識と課題、②産業創出のための施策の推進、及び③海洋人材教育について検討を行った。平成26年度においては、「新海洋産業振興・創出」PTを再度設置し①及び②の検討をさらに進めた。また、③については、「海洋産業人材育成・教育」PTを新たに設置し、集中的に検討を進めた。</p> <p>海水浴、遊覧船、クルーズ、離島振興など多岐に渡る海洋観光を網羅的に振興していくためには、その意義や魅力について整理した上で、国内外へ海洋観光の魅力を発信していくとともに、海洋観光関連施策を総合的に推進していく必要があるため、平成25年度に「海洋観光の振興に関する検討会」を開催し、海洋観光の有する魅力や意義、課題をはじめとして、海洋観光について、今後、振興・発展させていくために行うことが望まれる取組や方向性について様々な角度から議論を行い、平成26年6月に最終とりまとめを行った。</p> <p>賑わいや交流を創出するみなとの施設を「みなとオアシス」に登録し、住民参加による地域活性化の取組を促進しました。平成26年3月現在、登録港が76港、仮登録港が7港となっている。 また、災害発生時における防災拠点としての活用に向けて、「みなとオアシス」の運営主体等と協力して防災訓練を実施。</p> <p>新たなマリンレジャーの振興や地域の活性化を推進するため、「海の駅」の設置推進や「海の駅」の地域の連携機能を活用するための支援策を講ずることにより、海洋教育の普及、新たなマリンレジャーの振興や地域の活性化を進めた。</p> <p>深海底の極限環境下の生物資源の開拓を進めるとともに、創薬分野への応用が期待される生化合物、新規機能を有する未知の脂質、抗微生物剤、工業用酵素、新規機能遺伝子等を探索し、得られた菌株・DNA等の貴重なバイオリソースの保存管理を実施中。また、「よこすか／しんかい6500」による世界一周航海を行い、未調査であったインド洋、南太平洋や大西洋の深海域を調査し、新しい生態系の発見などにより、今までより広い調査海域での調査を可能とした。平成25年度は、深海熱水噴出孔環境を模した物理・化学プロセスを応用した迅速・簡便な乳化プロセスを発見し、その特性を明らかにした。</p>

8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化(4)

(2)新たな海洋産業の創出

東日本大震災の地震・津波により、沿岸域の漁場を含め海洋生態系が劇的に変化したことを踏まえ、大学等による復興支援のためのネットワークとして東北マリンサイエンス拠点を形成することとし、大学等の技術シーズを活用して被災地域に新たな産業を振興することを目的として、新たな養殖技術の研究開発や未利用資源の利用技術の研究開発等を実施中。

海洋資源開発関連産業の育成に関し、沖合大水深下での石油・天然ガス等の開発プロジェクトについて、今後導入が本格化すると見込まれる浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備や、洋上の生産設備に人や物資を効率的に輸送するために必要となる洋上ロジスティックハブの実現に向け、安全評価要件の策定の調査研究を実施。

平成26年8月、ブラジルを訪問した安倍総理は、ルセフ大統領との会談においてロジスティックハブの導入に向けてトップセールスを展開。この際、両国首脳により「海洋資源開発促進のための造船協力に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の共同声明」が発出され、両国の造船分野の協力関係が強化。

平成25年2月に我が国の造船・海運業界により設立されたJ-DeEP技術研究組合に対し、研究開発費用の一部を補助し、ロジスティックハブの実現に向けた研究開発を支援。

我が国の造船業界は、ブラジルの造船所に資本参加をして掘削リグ等の建造の実績を作る取組を行っている。

我が国海事産業がこれまで培った技術を海洋資源開発に展開するため、浮体式液化天然ガス生産貯蔵積出設備(FLNG)の要素技術など海洋資源開発関連技術の開発を支援している。大出力発電機関や高精度位置保持システム、船用工業事業者への技術開発の助成も実施。

次世代大水深用セミサブ(半潜水型)掘削リグの開発で、水深3,000 m以下を掘削するリグの船体の研究開発に対し、海洋資源開発関連技術研究開発費補助金の交付を決定。

「観光立国」の実現や近隣諸国をはじめとする訪日旅行者の増加に向けて、観光の玄関口である旅客船ターミナルの機能強化を図るとともに、国土交通省港湾局に外国クルーズ船社向けの「ワンストップ窓口」を設置。

寄港地周辺の観光情報を発信するウェブサイト「CRUISE PORT GUIDE OF JAPAN」を開設。

「全国クルーズ活性化会議」と連携し、港湾施設の諸元を発信するウェブサイト「Wharf Information」の充実を図ったほか、世界最大のクルーズ見本市である「クルーズ・ SHIPPING・マイアミ2014」において、クルーズ・プロモーションを実施。

クルーズ船を活用した観光交流の促進を図るため、「クルーズ・シンポジウムin沖縄」を開催し、併せて国内外のクルーズ船社を招いた港湾管理者等との商談会を実施。

瀬戸内海沿岸の各地域が連携して、瀬戸内海地域全体の更なる振興と発展を図る「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」の運営・活動を支援し、瀬戸内の魅力発信や瀬戸内海の環境創造の取組を行った。

9 沿岸域の総合的管理(1)

<p>(1)沿岸域の総合的管理の推進</p>	<p>地方における沿岸域の総合的管理を推進するため、沿岸域の総合的管理に取り組む関係者が先進的な取組に関する情報を共有できるよう、平成22年度に公表した先進事例集の周知に努めるとともに、新たな取組について調査を行った。</p> <p>国土形成計画(全国計画)のモニタリングの中で「海域の利用及び保全」に関して検討、評価を行った。</p>
<p>(2)陸域と一体的に行う沿岸域管理</p>	<p>土砂の流れの変化に起因する問題が起きている沿岸域において、問題を解決するため土砂移動のメカニズムを把握する調査を実施するとともに、問題解決のための連携方針の策定や、静岡県の安倍川や鳥取県の日野川では、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画を策定し、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進した。個別分野においては、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤等侵食対策を実施。</p> <p>流出する赤土等を補足する排水施設や沈砂池等を整備するとともに、発生源対策として法面・植生保護等を実施。</p> <p>陸域・海域が一体となった栄養塩類の円滑な循環を達成するため、広島県三津湾をモデル地域として調査検討を行い、海域に適した管理方策を示した「海域ヘルシープラン」を策定するとともに、プラン策定のためのノウハウ等を取りまとめた「海域のヘルシープラン策定の手引き」の改訂を平成26年3月に行った。</p> <p>污水处理施設の普及促進のため、下水道整備を予定している箇所について、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法の確立を行い、污水处理人口普及率の向上を図った。</p> <p>社会情勢の変化を踏まえ下水道計画の見直しをした上で、人口の集中している地区における下水道整備を支援。</p> <p>下水道法施行令に基づき大都市では平成35年度までに必要な改善対策を終えることとなっている合流式下水道の改善対策については、「合流式下水道緊急改善事業制度」等を活用し、効率的・効果的な改善対策を推進。</p> <p>閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進。</p> <p>平成26年4月より、既設分も含めた全ての特定事業場からの特定排出水に対して、第7次総量規制基準の適用が開始された。関係20都府県は、環境大臣の同意を経て策定した第7次総量削減計画に基づき、総量規制基準の適用、下水道や浄化槽の整備促進等の取組を推進した。</p> <p>産地活性化総合対策事業による家畜排せつ物利活用施設整備に対する融資主体型補助及び生産した堆肥等の有効利用への支援等、畜産排水の点源負荷対策を行うとともに、環境保全型農業の推進により農地の面源負荷対策を行った。</p>

9 沿岸域の総合的管理(2)

(2)陸域と一体的に行う沿岸域管理	陸域から河川を通じて流出する汚濁負荷の把握に努めるとともに、汚濁負荷の削減、適正管理を実施しつつ、第2期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスII)等を活用することにより、河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備、下水道整備等の対策を推進した。
	東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾において、各湾の再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、各種施策を総合的に推進した。東京湾においては、平成25年5月に今後10年間の「東京湾再生のための行動計画(第二期)」を新たに策定するとともに、同年11月に、多様な関係者の参画による議論や行動の活発化・多様化を図るため、多様な主体で構成される「東京湾再生官民連携フォーラム」が設置された。
	水産物の安定供給と藻場・干潟等の有する公益的機能の維持を図るため、漁業者や地域の住民等が行う藻場・干潟等の保全活動を支援するとともに、保全活動状況の報告会の開催や技術的サポート等を実施。
	河川における市民と連携した清掃活動、ゴミマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進した。
	5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等、市民等が連携して監視活動や啓発運動を一斉に実施する等、不法投棄撲滅のための取組の強化を図った。
	平成20年3月に改定された循環型社会形成推進基本計画に基づき、各種リサイクル法等を着実に施行し、3Rを推進するとともに、更に取組を進めるために同計画を平成25年5月に再改定した。
	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、流木等の緊急的な処理に対し海岸管理者への支援を推進した。平成26年度は、静岡県(台風18号・台風19号による豪雨)等の海岸で漂着流木の処理対策を実施。
	平成23年11月に策定された「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き」に基づき、被災地の景観・環境に配慮した河川・海岸構造物の整備を実施。
	災害からの海岸の防護に加え、海辺へのアクセスの確保等、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与する海岸の整備を実施。
	津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害からの海岸防護、海岸の多様な生態系や美しい景観等の保全を図る海岸環境の整備及び保全、人々の多様な利用が適正に行われる海岸の保全を推進した。
海辺の空間を有効活用した公園、緑地等について、4箇所の国営公園及び地方公共団体による大規模公園等の整備を継続して推進した。	

9 沿岸域の総合的管理(3)

(3)閉鎖性 海域での沿 岸域管理の 推進	新たに指定した甌島国定公園において海域公園地区も指定した。また、国立・国定公園における海域公園地区の指定に向け、調査、調整、検討を行うとともに、指定された海域公園地区の適正な管理を推進した。
	瀬戸内海について、豊かな海の実現をめざし、また、生物多様性の向上等新たな課題に対応するため、平成25年4月に、瀬戸内海環境保全小委員会を設置し、瀬戸内海環境保全基本計画の変更について審議を進め、変更した基本計画を平成27年2月に閣議決定。
	平成23年8月に有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律(平成14年法律第120号)が一部改正されたことを受け、平成23年12月に指定地域を、平成24年1月に有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を変更するとともに、平成24年8月に、有明海・八代海等総合調査評価委員会に新たに2つの小委員会を設置し、平成25年度においても引き続き調査審議を進めた。
	海洋環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海において、地方整備局が保有する海洋環境整備船により、海面を浮遊するごみ、油の回収を実施。
(4)沿岸域 における利 用調整	海面利用ルールの策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産・漁港担当部局と実施。
	地域における自主的な安全対策の充実・促進のため、利用ルール未設定地域における新たな策定に係る地方公共団体等との協議・連携の推進及び自主ルールの運用に関する支援を行うとともに、民間ボランティアである海上安全指導員やマリネレジャー関係団体等と連携を図り、利用ルールに関する周知・啓発活動を実施。

10 離島の保全等(1)

(1) 離島の 保全・管理	<p>平成22年6月に施行された「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」(以下「低潮線保全法」という。)に基づき指定された、低潮線保全区域(排他的経済水域等の限界を画する基礎となる低潮線の保全が必要な海域)について、区域内の海底の掘削等の行為規制の実施、低潮線保全区域における行為規制を周知するための看板の設置、衛星画像や防災ヘリコプター等を活用し、低潮線及びその周辺状況の人為的な損壊や自然侵食等の状況調査・巡視等を実施。</p> <p>これまでのところ、低潮線保全区域内における制限行為及び地形変化は確認されていない(噴火活動状況を調査中の西之島を除く)。</p>
	<p>低潮線保全法に基づき、特定離島において排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点として、特定離島港湾施設の建設を、南鳥島では平成22年に、沖ノ鳥島では平成23年に着手し、引き続き整備を実施中。</p>
	<p>特定離島において、産官学が連携した海洋関連技術開発を推進するため、まずは南鳥島を対象として、民間企業、研究機関等に対し、技術開発課題の公募を実施し選定した。</p>
	<p>沖ノ鳥島については、小島を防護する護岸コンクリートの損傷の点検やひび割れの補修等を継続実施するとともに、恒久的かつ安定的な国土の保全を図るための島の保全対策等の検討を実施。</p>
	<p>平成21年12月に総合海洋政策本部決定された「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」に基づき、領海の外縁を根拠付ける離島について、保全・管理を適切に行うとともに国民の理解に資するため、平成26年8月、地図・海図に名称の記載がない158の離島へ名称を付与した。また、土地所有状況を把握するため、登記簿や国有財産台帳により、調査を進めた。さらに、島に付与する地理識別子(地物を一意に識別することができるコード)については、国土地理院にて引き続き検討を行った。</p>
	<p>離島の保全・管理に資するため、ベヨネース列岩(東京都八丈支庁)において三角点を設置。また、電子基準点を設置している沖ノ鳥島、南鳥島等において位置決定及び地殻変動監視のための観測、施設の維持管理を実施。</p>
	<p>色丹島、択捉島について、平成24、25年度に2万5千分1地形図47面の作成作業を行い、地理院地図(電子国土Web)で公開した。2万5千分1地形図(印刷図)については、平成26年度の刊行を予定。</p>
	<p>奄美群島や小笠原諸島等の離島の貴重な生態系等を適切に保全・管理するため、奄美大島・沖縄島北部地域において、マングースの捕獲による防除事業、小笠原諸島においてグリーンアノールの捕獲等による防除事業を継続して実施。</p>
	<p>いわゆる国境離島の重要性の高まりを踏まえ、海洋政策担当大臣の下に、「国境離島の保全、管理及び振興のあり方に関する有識者懇談会」が開催され、平成26年6月、領海の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島を対象として、最終提言がとりまとめられた。</p>

10 離島の保全等(2)

(2)離島の振興	<p>平成25年度には、新たに離島におけるソフト事業を国が支援し、雇用の拡大や交流人口の増加等にもつながる離島のさらなる自立的発展を促進するための制度として、離島活性化交付金事業を創設し、雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進及び安全・安心な定住条件の整備強化の取組等を支援した。</p> <p>また、離島流通効率化事業を通じて、離島の流通効率化に効果のある施設の整備又は機材の導入に対して支援を行った。</p>
	<p>平成25年11月に「アイランダー2013」(全国の島々が集まる祭典)として、離島と都市の総合交流を推進するため、離島住民の参加を得て、大規模な交流イベントを開催し、島での漁業体験や自然体験などのメニューや島で暮らすための職や住まいの情報提供、島の特産品の展示、伝統工芸体験、伝統芸能の紹介等、島の魅力のPRを行った。</p>
	<p>平成26年3月に奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法が5年間延長されるとともに、法の目的に「定住の促進」の追加、地域の自主的な取組を支援するための交付金(奄美群島)及び産業振興促進計画認定制度の創設を行った。</p>
	<p>離島航路及び航空路の確保・維持については、「地域公共交通確保維持改善事業」において、離島航路及び航空路に関し、離島航路の運営費・離島航空路の運航費、島民向けの運賃割引等に対する支援を引き続き実施。</p>
	<p>離島における安全かつ安定的な航空輸送を確保するため、老朽化対策等の事業を引き続き実施。</p>
	<p>離島における超高速ブロードバンドの利用を可能とするため、平成25年度補正予算にて海底光ファイバ等の敷設を支援した。</p>

11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(1)

<p>(1) 海洋の秩序形成・発展</p>	<p>我が国は海洋法秩序の維持・促進に関連する国際会議に積極的に参加。平成25年には、</p> <ul style="list-style-type: none">・第6回国家管轄権外の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用に関するアドホック作業部会(8月)・第23回国連海洋法条約締約国会議(6月)・第13回海洋及び海洋法に関する国連非公式協議プロセス会合(6月)・第19回国際海底機構総会理事会(7月)・海洋及び海洋法に関する国連総会決議に関する非公式協議(10月及び11月) <p>に参加。</p> <p>また、財政貢献としては、国際海洋法裁判所及び国際海底機構への毎年の分担金拠出に加え、平成25年度においては、大陸棚限界委員会に設置されている「大陸棚限界委員会途上国委員の会議参加支援のための信託基金」に対し約35万ドルを、また国際海底機構信託基金に約4.5万ドルを拠出。</p> <p>WTO海運サービス交渉における議論を海運自由化推進国会合の議長国として主導したほか、IMOにおいて種々の分野でルール策定等の議論に積極的に参画。</p>
<p>(2) 海洋に関する国際的連携</p>	<p>APECにおける海洋漁業作業部会において、海洋を通じた国際協力・貢献という海洋基本計画の理念を実現すべく、特に平成27年は日本提案のAPECプロジェクト「気候変動が及ぼす海洋環境・海洋資源影響ワークショップ」の実施を通じて、海洋環境や気候変動等の全地球的課題の解決に取り組んでいる。</p> <p>統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境パートナーシップ(PEMSEA)」の事務局運営経費を中国・韓国とともに拠出し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいる。</p> <p>マングローブ生態系の保全と持続的利用に関する優良事例・教訓をASEAN地域内の関係機関等の中で共有するための協力体制整備を支援するために平成23年度より開始した「マングローブ生態系保全と持続的な利用のASEAN地域における展開プロジェクト」を引き続き実施。</p> <p>平成25年7月の第20回ASEAN地域フォーラム閣僚会合(ARF)においては、南シナ海の平和と安定を維持する重要性が強調されUNCLOSを含む国際法の原則に従い、平和的に紛争を解決することが求められた。また、中・ASEAN間の南シナ海における行動規範(COC)の策定に向けた公式協議の開始を歓迎した。平成25年10月の東アジア首脳会議(EAS)では、我が国から、海洋の平和と安定の維持や航行の自由の重要性を強調し、海洋における協力体制の強化に貢献していくことが確認された。さらに、南シナ海をめぐる問題をうけ、法的拘束力がある行動規範(COC)の早期作成を期待する旨を述べ、多くの国からも同様の発言があった。平成25年10月に第2回ASEAN海洋フォーラム拡大大会合が開催され、航行の自由の重要性等につき、UNCLOSを含む関連国際法を踏まえた議論が行われた。加えて、2010年に発足した拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)では、海洋安全保障専門家会合が設置され、平成25年9月から10月にオーストラリア沖で立入検査・洋上補給を内容とする実動訓練が実施された。</p>

11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(2)

(2) 海洋に関する国際的連携

海賊問題が国際社会にとって海上輸送への脅威となっている中で、我が国はソマリア沖・アデン湾で海上自衛隊の護衛艦及びP-3C哨戒機による民間船舶の護衛活動及び警戒監視活動を関係国と連携して実施。平成24年度には、派遣海賊対処行動水上部隊及び航空隊が海賊行為への対処を行うために必要なジブチ共和国の関係当局等との連絡調整を行うため、現地調整所を設置。

また、ソマリア及びその周辺国の沿岸海域の海賊対策のため国際海事機関(IMO)に設置されたジブチ行動指針信託基金に総額約1,460万ドルを拠出。同基金によりイエメン、ケニア及びタンザニアに情報共有センターを設置し、ジブチに地域訓練センターを建設するなど、当該地域の海上保安能力強化を支援している。また、同基金により行われているプロジェクト管理のために平成22年より海上保安庁、また平成24年より外務省から職員をそれぞれ1名派遣している。

さらに、我が国のイニシアティブで国連ソマリア沖海賊対策コンタクトグループの下に設置された、ソマリア海賊訴追取締能力向上支援のための国際信託基金に対して、平成26年3月新たに100万ドルの拠出を決定し、累計450万ドルと最大の拠出国となっている。また、ソマリア安定化のため、2013年5月ソマリア政府及びアフリカ連合委員会とソマリア特別会合を首脳級で共催した他、主として治安向上への支援、人道支援及びインフラ整備への支援として、2007年以降総額3億2,310万ドルの対ソマリア支援を実施中。

東南アジアの海賊対策として、日本はアジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)の作成を主導。ReCAAPには、平成25年8月にはオーストラリアが新たに加わり、19番目の締約国となった。ReCAAPに基づきシンガポールに設立された情報共有センターでの経験は、ソマリア海賊対策にも活用されるなど、海賊対策の地域協力のモデルとして国際的にも注目されている。その事務局長は遠藤善久氏が務めているほか、海上保安庁から同情報共有センターへ職員1名を派遣し、国際的な連携協力への貢献も積極的に行っている。

ARFの下でも海上安全保障に特化したARF海上安全保障会期間会合(ISM)が平成21年以来開催されており、我が国は、平成23年7月までインドネシア、ニュージーランドとともにISMの共同議長国を務め、その後も現在我が国はマレーシアと共に本ISMの優先分野「国際的、地域的な枠組み・取極・協力による信頼醸成」のリード国を務めている。また、平成26年8月以降、米及び比と共に本ISMの共同議長国を務める予定。

ADMMプラス海洋安全保障に関する専門家会合においては、防衛省より、海上における船舶同士の意図しない衝突や事態のエスカレーションを避けるためのマナーとしての「グッドシーマンシップ」を参加国で共有していくことを提案している。平成25年度の第2回ADMMプラスにおいては、海上における誤解や望ましくない事故を避けるための具体的な手段の構築が求められた。また、平成25年9月から10月に実施された海洋安全保障実動訓練に、海上自衛隊の護衛艦「まきなみ」及び搭載航空機が参加。

11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(3)

<p>(2) 海洋に関する国際的連携</p>	<p>多国間の海上保安機関の連携・協力としては、平成25年9月に開催された第14回北太平洋海上保安フォーラムサミット(日、加、中、韓、露、米の6カ国の海上保安機関の長官級の枠組み)に参加し、漁業監視共同パトロールや多国間多目的訓練等の、北太平洋の海上の安全・秩序維持を目的とした参加国の連携について議論した。また、平成25年10月の第9回アジア海上保安機関長官級会合(アジアの18の国・地域の海上保安機関の長官級の枠組み)において、アジア海域の重要かつ共通の課題である「捜索救助」、「環境保全」、「大規模自然災害対応」、「海上不法活動の取締り」と、これらの分野に横断的に対応する「海上保安能力に係る人材育成」の5分野に各国が主体的に連携して取り組むことに合意した。</p>
	<p>二国間の海上保安機関の連携・協力としては、第13回日印海上保安機関長官級会合(平成26年1月)において、インド近海におけるソマリア海賊対策の連携強化やインド洋沿岸国等に対する海上法執行能力向上支援について意見交換を行うと共に、アジア海上保安機関長官級会合における取り組みを通じて両機関の関係をさらに強化していくことに合意した。また、第12回日露海上保安機関長官級会合(平成25年7月)を開催し、海上における密輸、密航等の不法行為の取締りににおける両機関の協力について意見交換をするとともに、環日本海における日露地方機関間の協力を更に強化していくこと等に合意した。その他、マレーシア、インド、韓国、ロシア各国海上保安機関と連携訓練を実施。</p>
	<p>その他二国間では、日中海上捜索・救助協定に原則合意したほか(平成23年12月)、第1回日印海洋対話(平成25年1月)を開催し、第2回日・シンガポール海上安全保障対話(平成24年6月)、第2回日・フィリピン海洋協議(平成25年2月)、密漁・密輸対策に関する日口関係省庁会議(平成24年6月)等、種々の協議を実施。</p>
	<p>東日本大震災による洋上漂流物については、内閣官房総合海洋政策本部事務局取りまとめの下、関係省庁・機関が連携し、本件の対応にあたってきた。具体的には、航行船舶等からの情報収集による漂流物の漂流状況の調査やシミュレーションによる漂流予測を実施。また、これらの結果を踏まえ、日米関係機関・専門家間における情報共有・意見交換を行うとともに、アメリカやカナダで洋上漂流物の状況把握調査を行う日本のNGOを支援した。加えて平成26年度から3年間の計画として、PICES(北太平洋海洋科学機関)の震災起因洋上漂流物に係る事業への支援を開始。この事業では日本、アメリカ、カナダの科学者が連携・協力して、北米大陸西海岸に漂着した震災起因洋上漂流物が現地の海洋環境、生態系、コミュニティに与える影響について、調査を実施する。</p>
	<p>日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組みである北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)への参画を通じ、日本海や黄海での海洋環境保全のため、大規模油汚染等への対応体制の構築等、国際的な連携を図っている。</p>
<p>(3) 海洋に関する国際協力</p>	<p>漂流・漂着・海底ごみに関する国際的な取組としては、日本、韓国、中国、ロシアをメンバーとする地域協力の枠組みである北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の下で、漂着ごみの収集活動・組成の把握調査と合わせて意識啓発や人材育成を目的とする国際海岸クリーンアップ(ICC)と、各国の施策などを情報共有するためのワークショップが実施されている。平成26年度には、韓国において開催されたNOWPAP ICC・ワークショップに日本からも参加し、漂着ごみの回収・収集とともに各国間の情報交換を行った。</p>

1.1 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(4)

<p>(3)海洋に関する国際協力</p>	<p>閉鎖性の高い国際水域の環境保全については、平成25年度には、NOWPAPの下で作成された富栄養化状況評価手順書に基づいて、各国が共通の手法で各国海域の富栄養化の状況の評価を行った結果を踏まえ、同手順書の改訂案を作成。</p>
	<p>統合的沿岸管理モデル事業など様々な活動に取り組む「東アジア海域環境パートナーシップ(PEMSEA)」へ参画し、東アジア諸国との国際的な協力・連携体制の強化に取り組んでいる。</p>
	<p>国際的な枠組みの下に実施されているアルゴ計画等世界気候研究計画(WCRP)下の研究計画、全地球観測システム(GEOSS)10年実施計画、統合国際深海掘削計画(IODP)、政府間海洋学委員会(IOC)が実施・支援している研究計画等に参画し、計画をリードすると同時に、調査の実施と情報の充実に貢献している。また、国際海洋データ情報交換システム(IODE)に委員を選任し、さらに情報提供を通じて連携・協力を推進した。</p>
	<p>気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書策定に資するため、アルゴ太平洋センターの運営、熱帯ブイ網や高精度観測網の維持による地球観測解析を推進すると同時に、地球シミュレータを活用し、気候変動予測実験を実施。</p>
	<p>ユネスコ政府間海洋学委員会(IOC)下で実施されている国際海洋炭素調整計画(IOCOP)と、世界気候研究計画(WCRP)下で実施されている気候の変動性及び予測可能性研究計画(CLIVAR)の下に設立された全球海洋各層観測調査プログラム(GO-SHIP)に貢献している。平成24年度は北緯40度に沿った測線、平成25年度は北緯24度に沿った測線、平成26年度には東経149度線において、海面から海底直上までの観測を実施。</p>
	<p>国際海運からのCO2排出は京都議定書の対象外とされ、国際海事機関(IMO)で議論することとされている。我が国は、その削減のための国際的な枠組みを主導し、平成23年7月には、先進国、途上国の別なく国際海運に一律に適用する燃費規制を導入する条約改正が採択されている。この条約改正に対応するため、平成24年に海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律が改正され、平成25年1月1日から規制が開始されている。CO2排出削減及び優れた省エネ技術を有する我が国海事産業の国際競争力の向上のため、現在は更なる対策として、燃費報告制度(実運航での燃費の「見える化」)や燃料油課金などの経済的手法の国際的枠組み作りを主導すべく取り組んでいる。また、平成26年3月末に開催されたIMOの海洋環境保護委員会(MEPC66)において、NOx排出3次規制の開始時期について審議が行われた。3次規制については、平成28年1月1日以後に建造される船舶が排出規制海域(北米海域、米国カリブ海海域)内を航行する際に適用されることが決定された。我が国は、脱硝装置(Selective Catalytic Reduction:SCR)の技術開発を踏まえ、3次規制の導入が平成28年から可能であることを主張した。</p>
<p>「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」の円滑な実施のための課題として、同条約に基づき定められたバラスト水処理設備設置の当初のスケジュールでは設置工事が極度に集中する懸念が国際海事機関(IMO)において示されていたが、我が国が主導し、設置工事の平準化を目的とした設置スケジュールの見直しについて議論を進めてきたところ、平成25年5月のIMOの海洋環境保護委員会(MEPC65)において見直し案が原則合意され、平成25年11月末開催の第28回IMO総会において最終合意された。</p>	

1.1 国際的な連携の確保及び国際協力の推進(5)

(3) 海洋に関する国際協力	<p>漂流・漂着・海底ごみ問題は地方自治体や一国のみでは解決できない問題であり、我が国は、平成21年に制定された「海岸漂着物処理推進法」に基づき、海岸漂着物等の回収・処理や発生抑制に取り組んでいる。</p>
	<p>港湾空港技術研究所とノルウェー地盤工学研究所は、研究協力覚書(MOU)に基づき、津波、海底環境改善、海底土砂流動等の共同研究を実施中。また、ノルウェー地盤工学研究所から研究者を受け入れるなど協働して研究に取り組んでいる。</p>
	<p>我が国の輸入原油の8割以上が通航するマラッカ・シンガポール海峡の航行の安全対策については、国際協力を推進するために、平成19年に沿岸国と利用国等による枠組みである「協力メカニズム」が我が国のイニシアティブによって創設された。我が国は、同メカニズムに基づき、航行援助施設の整備に関する協力や、航行援助施設の維持管理に係る人材育成を実施している。</p>
	<p>各国の海上保安機関の海上保安能力向上を支援することも重要な課題となっている。海上保安庁は、東南アジア諸国やソマリア周辺国の海上保安機関の能力向上のため、JICAを通じ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ジブチへの専門家派遣や、東南アジア諸国・ソマリア周辺国に対する招へい研修、東南アジア諸国に巡視船や航空機を派遣し、訓練・研修等を実施することにより、海賊対策をはじめとする海上犯罪取締り、捜索救助、環境防災、水路測量、海上交通等の分野で海上保安機関の能力向上支援を行っている。</p>
	<p>ソマリア周辺海域沿岸国の能力向上支援として、ジブチ沿岸警備隊の能力向上を目的とするJICA技術協定プロジェクト「沿岸警備隊能力拡充プロジェクト」に平成25年9月、海上保安庁職員を短期専門家として派遣し、国際法や船艇運航管理等の講義を実施した。また、海上保安庁ではソマリアの海上法執行能力向上策や我が国として支援可能な方策等について検討するため、OPRF(海洋政策研究財団)と協力し、同年10月、ソマリア連邦共和国の沿岸警備隊長官等を招へいし、JICA、外務省、IMO等の支援関係機関が参加の上、「ソマリア連邦共和国海上法執行能力向上支援検討会合及びフォーラム」を実施。</p>
	<p>東南アジア諸国やソマリア周辺国等の法執行能力向上のため、平成25年6月～7月、これらの海上法執行機関職員を招へいして実施するJICA「海上犯罪取締り」研修に、海上保安庁では海賊対策をはじめとする海上犯罪の取締りに必要な知識・技能に関する講義や実務研修などを実施。</p>
	<p>アジア地域における船員の資質向上に寄与するため、「アジア船員国際共同養成プログラム」を推進しており、フィリピン、インドネシア、ベトナム及びミャンマーから船員教育者を日本に招き、教育現場における実務内容に即した研修を行った。</p>
	<p>津波脆弱地域において津波に強い地域を作るための研究プロジェクトをチリ及びフィリピンで実施。また、北西太平洋沿岸国への津波予測情報の提供、関係国の津波警報システム構築への技術支援等を実施。高潮・高波等による災害を防止するため、アジア・太平洋地域等への高潮・高波予測情報の提供、技術的助言、情報ネットワーク活動の支援等を推進した。</p>
	<p>インドネシア・フィリピン・日本合同流出油防除総合訓練を行い、技術協力を行うとともに連携を強化した。</p>

12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成(1)

<p>(1)海洋に関する教育の推進</p>	<p>中央教育審議会答申や海洋基本計画の趣旨等を踏まえ、文部科学省では平成20年に小学校、中学校、平成21年に高等学校の学習指導要領の改訂を行い、例えば中学校社会における「我が国の海洋国家としての特色」や中学校理科における「大気の動きと海洋の影響」など、海洋に関する指導内容の充実・改善を図った。改訂された学習指導要領は平成23年4月から小学校において、平成24年4月から中学校において全面実施され、平成25年4月からは高等学校において年次進行で実施されている。</p> <p>海洋に関する社会教育やアウトリーチ活動の一環として、大学や研究機関等において、体験学習、出前授業、教員研修セミナー、講演会、海洋教育素材作成等の取組のほか、水族館や科学館と連携した取組などが行われている。また、新しいメディアツールであるニコニコ動画と協働して「しんかい6500」によるカリブ海の水深5000mからの深海潜航調査ライブ放送を実現し、リアルタイムで延べ30万人の視聴者、50万件を超えるコメントが寄せられ、大きな反響が得られた。さらに、科学館との連携の一環として、国立科学博物館で開催された特別展「深海」を共催し、来場者数が59万人を突破し、国民へ研究成果の広い周知を行った。</p>
<p>(2)海洋立国を支える人材の育成と確保</p>	<p>アジア太平洋地域を中心とした開発途上国に対し、ユネスコを通じて人材育成への協力を行った。</p> <p>国際機関への我が国からの人的貢献としては、国際海事機関(IMO)において、関水康司氏が事務局長を務めている(任期は平成27年末まで)。また、国際海洋法裁判所においては、平成17年10月以降、柳井俊二氏が裁判官を務めている(平成23年10月から平成26年9月末までは同裁判所所長)。平成24年6月には、大陸棚限界委員会委員に浦辺徹郎氏が再選された。さらに、国際海底機構においては、同機構の理事会の補助機関である法律・技術委員会及び財政委員会にそれぞれ委員を輩出している(法律・技術委員会委員として岡本信行氏((独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員)(任期は平成28年まで)、財政委員会委員として山中真一氏(外務省職員)(任期は平成28年まで))。</p> <p>高等専門学校や大学において、海洋・海事・水産の分野における専門的な人材を育成している。海洋に関する幅広い知識を有する人材の育成の観点から、例えば、東京大学では5研究科と海洋アライアンスが共同し、大学院生向けの部局横断型教育プログラムとして、平成21年から「海洋学際教育プログラム」を行っています。おり、平成25年度は166名が本プログラムに参加した。</p> <p>東京海洋大学において、海洋学の分野の教員を結集し、物理系、化学系、生物系を統合した「気候変動の世紀における体系的海洋学教育プログラム」を平成22年度から行っている。</p> <p>また、横浜国立大学の統合的海洋教育・研究センターにおいては、平成19年10月から「統合的海洋管理学プログラム」を行っている。さらに、海洋に関する実習施設の大学を超えた共同利用を推進するため、平成25年度は東京海洋大学の練習船と、茨城大学、東京大学、新潟大学、名古屋大学及び熊本大学の臨海・臨湖実験所を教育関係共同利用拠点に認定し、地域の特色をいかした実習教育を実施。</p>

12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成(2)

(3) 海洋に関する国民の理解の増進	<p>海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人または団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、平成26年7月、「第6回海洋立国推進功労者表彰」(内閣総理大臣表彰)を行い、5名3団体が表彰された。</p>
	<p>「海の恩恵に感謝し、海洋立国日本の繁栄を願う日」という「海の日」本来の意義を再認識し、海に親しむ環境づくりを進め、広く国民の海に対する関心を喚起することを目的とする「海フェスタ」(第11回)が、平成26年7月、京都府舞鶴市を中心とする7市町村において開催された。</p>
	<p>毎年7月の「海の日」「海の月間」を中心として、全国各地において、練習船の一般公開、体験乗船、施設見学会、海岸清掃活動、海洋安全や海洋環境保全についての啓発活動、海洋レジャーの普及や理解増進などのイベントが行われている。</p>
	<p>毎年7月の「海岸愛護月間」において海岸愛護の普及と啓発を行っており、平成24年度は、あわせて大規模津波防災総合訓練等を各地で実施。</p>
	<p>毎年7月16日から31日にかけて海の事故ゼロを願い、官民一体となって全国海難防止強調運動を行っている。</p>
	<p>国土交通省と海の仕事に関係する団体が「海の仕事.com」を継続して運営。また、(独)航海訓練所と協力し、全国の小学校に広報チラシを配布する等、練習船一般公開について広報した。</p>
	<p>「海の駅」の設置を推進するとともに(平成26年4月現在、全国151箇所)「海の駅」と地域との連携を支援し、海洋教育の普及、マリンレジャーの振興、地域の振興を図った。また、海洋の利用調整ルール、安全対策、環境保全等について周知・啓発活動を実施し、ミニボートの安全対策として、ミニボート利用者向けの安全マニュアルを用いた安全講習会を実施。</p>
	<p>マリンレジャーに対する国民の理解の増進を図るため、プレジャーボートを利用したマリンレジャーの普及に伴い顕著化している放置されたプレジャーボート(放置艇)の実効的かつ抜本的な解消に向けて、関係省庁、港湾・河川・漁港等の管理者、マリン関係団体、プレジャーボート利用者が、連携・役割分担の下で取り組むべき施策を総合的にとりまとめた、「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を平成25年5月に策定。</p>
	<p>(独)海洋研究開発機構が毎年開催している全国の児童を対象とした「ハガキにかこう海洋の夢コンテスト」が平成25年度に第16回をむかえ、32,789点の作品の応募があった。また、入賞者全員を海洋調査船の体験乗船に招待。</p>
	<p>自然環境の保全、地域における観光の振興に重要な意義を有するエコツーリズムを推進するプログラムやルール作り等に取り組む地域への支援や、エコツーリズムガイド等の人材育成を実施。</p>
<p>(独)水産総合研究センターによる「水産技術交流プラザ」、東京海洋大学による「水産海洋プラットフォーム」などの継続開催により、産学官の連携に努めた。また、独立行政法人等において、特許情報等の公開、刊行物の発行やインターネット等を通じた広報活動、公開セミナー等の開催などにより広く一般の方への情報発信に努めた。</p>	